

周南近鉄タクシー株式会社による新規路線「広域生活交通路線（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清）」の運賃に係る幹事会の協議結果について

1 要旨

防長交通株式会社による光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清の4路線が令和6年3月31日をもって廃止されることから、その代替として周南近鉄タクシー株式会社により運行する予定としております。

これらの路線の運賃に関しましては、道路運送法における協議で運賃を定める規定（第9条第4項及び第5項）に該当するため、市町村、一般乗合旅客自動車運送事業者、地方運輸局、市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者で運賃に関する協議を行うことが必要となっております。

この法令に従って、運賃に関する協議を行うための組織として、周南市地域公共交通会議規約第9条の規定を適用して幹事会（「広域生活交通路線（光市役所前～兼清・筏場・高水駅・岩狩経由兼清）」の運賃に係る幹事会）を設置し協議を行った結果について報告するものです。

2 幹事会の構成員について（会長は、周南市地域公共交通会議会長）

※別紙1参照

ア 当該路線等をその区域に含む市町村

・周南市

イ 運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者

・周南近鉄タクシー株式会社

ウ 当該路線等を管轄する地方運輸局長

・中国運輸局山口運輸支局

エ 市町村の長が関係住民の意見を代表する者として指名する者

・地域住民

（参考）道路運送法 ※抜粋

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第9条

4 一般乗合旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある路線又は営業区域（以下この項において「路線等」という。）に係る運賃等について協議が調ったときは、第一項及び前項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができる。当該協議

会において当該運賃等の変更について協議が調ったときも、同様とする。

- 一 当該路線等とその区域に含む市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は都道府県
 - 二 当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者
 - 三 当該路線等を管轄する地方運輸局長
 - 四 第一号に規定する市町村の長又は同号に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
- 5 前項第一号に掲げる者は、同項の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 協議を行った運賃額・適用方法等について

※別紙2参照

4 協議の結果

幹事会において協議を行い、上記「3 協議を行った運賃額・適用方法等について」のとおり、協議が調いました。